

令和3年度 機能性作物等活用事業 公募要項

募集期間：
令和3年5月17日(月)～令和3年6月4日(金)



きりこちゃん

三次市観光イメージキャラクター

三次市 産業振興部 農政課 地域資源活用係

0824-62-6163

I 応募概要

1 事業概要

農畜産物の生産拡大や販路拡大など、農業所得の向上や地域農業の振興・発展に向けた取組提案に対して、必要な経費を支援します。

2 事業対象者

対象者は次に掲げる条件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 市内に住所を有する2人以上で構成する団体等
- (2) 市内の自己所有農地若しくは利用権が設定された農地において、農業経営を行っている者若しくは今後農業経営を行おうとする者又はその者と連帯した事業を行う者
- (3) 団体等の構成員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納し、法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者

3 補助の対象となる事業

農業所得の向上や地域農業の振興・発展に向けた農畜産業に関わる事業とし、他の補助金等を受けていないものが対象です。なお、1団体1提案までとします。

4 補助金額

補助率：1／2（上限1,000千円）

採択予定件数：3件

5 対象となる経費

新規植栽や面積拡大にかかる施設や機械導入、地域や生産組合等の連携体制の構築、販売力強化、商品開発など農業所得の向上や地域農業の振興・発展に向けた取組が対象となります。

※他の補助金を受けている事業は対象外です。

※食糧費、構成員に対する賃金、団体等の経常的な活動に要する経費等は対

象外です。

6 スケジュール

以下を予定しています。

- ・申請受付期間 令和3年5月17日（月）～令和3年6月4日（金）
- ・交付決定通知 令和3年7月（予定）
- ・事業実施期間 交付決定通知後～令和3年度末

II 申請について

1 申請受付期間

令和3年5月17日（月）～令和3年6月4日（金）

2 提出方法

書面もしくは電子メール

3 提出先

窓口：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

本館4階 産業振興部 農政課 地域資源活用係

郵送先：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

産業振興部 農政課 地域資源活用係

※当日消印有効

※封筒等に「機能性作物等活用事業申請書類在中」と記載の上、
送付ください。

メール：nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

※送付タイトルを「機能性作物等活用事業申請書類（申請者
名）」とし、送信してください。

※三次市より受領メールが届いたことをもって提出完了としま
す。

4 申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体等概要書

※(2)～(4)は三次市ホームページ上に記載例を掲載しています。

5 その他

事業に関して追加の資料提出や説明をお願いする場合があります。

Ⅲ お問い合わせ

ご不明点がありましたら、以下にお問い合わせください。

三次市 産業振興部 農政課 地域資源活用係

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

TEL : 0824-62-6163 FAX : 0824-64-0172

Email: nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp